久里浜の学び舎



H30(2018).6.13 学校だより NO.3 横須賀市立久里浜小学校 校長 木屋哲人

5月26日の運動会には、多くの保護者、ご家族の方々に来校していただきました。有難うございました。

子どもたちは2週間余りの練習の成果を存分 に発揮して、競技、演技することができました。

1 年生の表現活動は、南国の海の底が目に見えるようでした。トロピカルな音楽と演技の姿が、目と耳に焼き付いて、今でもヘビーローテーションしています。

2年生の表現も複雑なフォーメーションを見事にやり遂げました。とにかく『笑顔まんかい』のテーマそのままに、笑顔いっぱいの演技でした。ところで、ピースの次の手の動きは、『Z』の形を表現していたんですね。

3年生の練習風景は3回程見ることができました。一回ごとにうまくなっていく姿、そして、本番は最高の演技になっていました。指導してくださった地域の方も、感動したのではないかと思います。

4年生の綱取りは見ていてとても面白かったです。要領よく素早く自陣に持ち運ぶ姿、一本の綱を大勢で引合う姿等々、4年生のポテンシャルの高さや力強さを感じることができました。前日の5校時に動きの変更があったことを知っていたので、表現活動は、ハラハラしながら見ていました。しかし、きちんとできていました。

5年生のコマーシャルソングに合わせたダンスは、恰好よかったです。『シオターボ』は以前にも見ましたが、今年の5年生の競技は、これまで見た『シオターボ』で一番素早かったように思います。6年生になったときの運動会に、大いに期待しています。

さて、6年生については言うまでもありません。学校の代表として、素晴らしい最高学年の姿でした。『凛然』は、キレがありました。キビキビとした演技でした。平野先生には、組体操の練習については、「歯を見せないように(真剣に取り組むよう)指導してほしい」と伝えました。組体操だけでなく、当日、6年生の誰もが、気を引締めて運動会に臨んでいたのだと思います。運動会を成功に導きました。

身体を動かすことが好きな児童も嫌いな児童 もいると思います。うまくできなくとも、動き が遅くとも、自分のできる限りのことを一所懸 命にすることが大事だと思います。その意味で 久里浜小の子どもたちは誇れる子どもたちです。

また、「k.ぎんこ」の皆様、PTAの皆様、放送の騒音をご容赦してくださった地域の皆様に、感謝申し上げます。特に、ご家族におかれましては、埃だらけになって戻ってくる体操服の洗濯も大変だったと思いますし、当日の朝、早くから昼ご飯の準備をなさった方もいらっしゃることと思います。皆様のご厚意に支えられて、無事に学校行事を終えることができました。有難うございました。

最後に、敷地内の禁酒禁煙のご協力、有難う ございました。しかし、近隣住民の方から、煙草 の吸い殻のポイ捨てに関する連絡を受けました。 警備員の方が、全て片付けくださいました。ま た、終了時、荷物の搬出でしょうか、道路の交通 渋滞ということも起きてしまいました。子ども たちの頑張りに負けない、おとなのマナー遵守 をお願いします。

ところで、観覧場所でのテント設営が目につ

き、不安になりました。例年、全国各地の運動会やイベントなどで、突風によるテント事故が報道されているからです。特に、タープ型のテントについては、ペグだけでは不十分であると考えます。学校のテントの場合は、18ℓの灯油タンク2個に水を入れ、それぞれの脚に取付けて事故防止に備えています。

小さなお子さんのいるご家庭のテントの有用性については重々理解しておりますが、本校は比較的木陰が多い学校です。今後、是非、ご検討いただきたいと考えます。ちなみに、市内学校の多くが、テントはもちろん、ビーチパラソルの使用も禁止しています。

児童の携帯電話の 校内への持込みについて

例年、新入学説明会の際にご連絡していると のことですが、本校では、児童の携帯電話の校 内持込みを禁止しています。

これは、平成 21 年 1 月 30 日の文部科学省 通知『学校における携帯電話の取扱い等につい て』および、同年 2 月 20 日横須賀市教育委員 会の『市立小学校・中学校における携帯電話の 取扱い及び指導等に係る基本方針』に基づいて おります。ただし、「携帯電話を緊急の連絡手段 とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情」 がある場合には、学校長に許可申請して「例外 的に持込を認めることも考えられる」との記述 があります。

本校でも持込みを認めたケースがあります。 その場合、長くて年度末までとなります(継続の場合には再申請します)。また、状況が変化した場合は、持込みができなくなります。

個々の具体的申請理由は記述できませんが、 身体生命の危険が(頻繁に)想定される切実な 場合などに許可しています。「登下校が心配だか ら」というのではなく、前記のような特別な事 情がある場合には、担任にご相談ください。 危機に出遭ってしまったとき、子どもが助けを求めるために携帯電話を使うことは、まず不可能であると考えます。そこで、本市の各小学校においては、自分の身は自分で守ることや危険な状況にならないよう行動することを指導しています。先日の朝会でも、浦賀警察の方から防犯に関するお話を伺いましたし、今後も夏季休業に向けて各担任からも指導をしていきます。

ところで、文部科学省や市教育委員会が心配していることは、主に小学校中高学年や中高生の、携帯電話(およびスマートフォン)による、コミュニケーションに関するトラブルです。誹謗中傷、仲間外し、不適切な映像などの拡散は、気付かぬうちに、子どもたち自身を犯罪加害者にも被害者にもしてしまいます。市内でもSNSによるトラブルが報告されています。今一度、『よこすかケータイ・スマホ スタンダード』についても、ご確認をお願いいたします(下記アドレス)。

www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/d ocuments/14sumahosutannda-dosyou1.pdf

『学校における携帯電話の取扱い等について』 文部科学省通知 平成21年1月30日

1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

4 「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。